

吉田町監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年6月28日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

監査の種別	監査の対象
定期監査	都市環境課
【監査意見】 （平成28年3月31日 吉監第53号） 前年度指摘事項である町営住宅使用料に関しては、町長から措置状況の通知があったが、監査時点においても関係要領が未制定である。また、年々、収入未済額は増加し、収入率は低下しているのが現状である。 については、速やかに関係要領を制定し、規定に基づき適正な事務執行に努めるとともに、収入未済額の減少及び収入率向上を図るよう要望する。	
【措置の内容】 （平成28年5月30日 吉都第285号） 関係要領の制定につきましては、「吉田町営住宅家賃滞納整理事務処理要領（平成28年3月31日吉田町要領第5号）」を制定（平成28年4月1日施行）いたしましたので、当該要領の規定に基づき適正な事務処理を進めることにより収入未済額が減少するよう引き続き徴収を強化していきます。 また、「吉田町債権の放棄に関する条例（平成27年12月25日吉田町条例第35号）」が制定されましたので、当該条例の規定に基づき可能な範囲内において不納欠損を進め、適正に債権を管理することにより全収入率の向上に努めていきます。	